

新型コロナウイルス感染症対策(インドネシア政府による国内外の移動規制(外国人の出国のための国内陸路移動:インドネシア外務省への確認結果)

令和3年7月12日
在スラバヤ日本国総領事館

● 今般、陸路移動に際しても国際線のチケット等出国を目的とした移動であることがわかるものを携行していれば、ワクチン接種証明書がなくとも移動が出来ることが確認されました。

● インドネシア政府は、引き続き、不要不急の国内外の移動を行わないよう呼びかけています。国内の深刻な新型コロナウイルス感染状況を踏まえ、緊急性を伴わない国内移動はできるだけ延期するなど、安全確保に努めてください。

1. 7月9日付け当館お知らせ(<https://www.surabaya.id.emb-japan.go.jp/files/100211269.pdf>)において、国際線への乗継ぎのための国内線による移動等にはワクチン接種証明書の提示は不要となったこと等を御案内しましたが、出国に際して同一都市圏を越えて陸路で移動する場合にワクチン接種証明書の提示が必要かは明確ではなかったところ、今般、インドネシア外務省より、出国のために陸路で移動をされる方は、出国目的の移動であることがわかるもの(国際線のチケット等)を携行していれば、ワクチン接種証明書がなくとも国内移動が出来ることが確認されました。

2. なお、この措置は出国目的の国内陸路移動に限定されるものであり、出国以外の目的でインドネシア国内を都市圏をまたいで陸路で移動する場合は、引き続きワクチン接種証明書が必要とされています。

3. インドネシアにおける新型コロナウイルス対策のための措置は、突然変更される可能性があります。邦人の皆様におかれても、最新の関連情報の入手に努めてください。

4. 現在、インドネシアでは、ジャカルタ首都圏を始めとしたジャワ島を中心に、新型コロナウイルス感染が急激に拡大しています。在留邦人の皆様におかれては、感染状況やインドネシア政府による措置等に関し、最新の状況に注意するとともに、今後、感染状況が更に悪化する可能性も念頭に、御自身や御家族の安全の確保に努めてください。インドネシア政府は、国内の深刻な新型コロナウイルス感染状況を受けて、不要不急の移動を控えるよう強く呼びかけています。緊急性を伴わない移動はでき

るだけ延期するなど、安全確保に努めてください。(了)